第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	電子調書
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	
第四十七条第一項	書類又は電磁的記録	書類
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
電子調書に記録させる		調書に記載させる

記録しなければ		事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
	第三十三条第二項	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録
	第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	調書
	第四十七条第一項	書類
	第四十八条第一項及び第二項	交付
	第五十条の二	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる